

事務連絡
平成 29 年 3 月 3 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会長 近藤晴貞
(公印省略)

公共工事における社会保険等未加入対策について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

社会保険の未加入対策の推進につきましては、日頃から格段のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、今般、国土交通省から別添のとおり、公共工事における社会保険未加入対策について、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札契約手続を行う国土交通省直轄工事においては、二次以下も含めた全ての下請負人についても社会保険等加入業者に限定する取組を実施すること等とするとともに、各都道府県及び各指定都市に対し、国土交通省直轄工事における取組を参考として、自らの発注する工事における社会保険等加入対策について、適切に対応するよう要請した旨、通知がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、別添の「公共工事における社会保険等未加入対策について」周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 長尾